

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇条例 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正
- 鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正

## 条 例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県条例第三十号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、

手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例

(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 前条の規定により納付すべき使用料、手数料の額は、別表に掲げる額によるほか、昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基き、歯科診療にあつては歯科診療報酬点数表により、歯科診療以外の診療にあつては診療報酬点数表(甲)により算定した額の八割以内で知事が定める額とする。

第三条中「政府職員共済組合、地方職員共済組合、教職員共済組合の組合員並びに同組合の扶養者が前記」を「法律で組織された共済組合の組合員並びにその被扶養者が当該組合」に改める。

第七条中「昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)」に改める。

別表、試験の部、五食品衛生試験検査の13、水質検査中の次に

「簡易水道上水道用源水判定試験	その都度定める	300	」
「簡易水道上水道用水全項目試験	」	2,000	」
簡易水道上水道用水規格試験	」	300	」

を加える。

附 則  
この条例は、昭和三十三年十月一日から施行する。

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

昭和三十三年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十一号

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例

例の一部を改正する条例

鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例(昭和二十

四年一月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項列記以外の部分を次のように改める。

第二条 前条の規定により納付する使用料及び手数料の額は、次に掲げる額による外、昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基き、歯科診療にあつては歯科診療報酬点数表により、歯科診療以外の診療にあ

つては診療報酬点数表(甲)により算定した額とする。但し、入院料については、別表に掲げる加算額を加えた額とする。

附 則

この条例は、昭和三十三年十月一日から施行する。